

地方行財政検討会議 第1回会合 次第

平成22年1月20日(水)
総務省第一特別会議室

1 開会

2 議事

- 議長挨拶
- 今後の運営について
- 意見交換

3 閉会

(配付資料)

資料1 地方行財政検討会議の開催について

資料2 地方行財政検討会議構成員名簿

参考資料1 地域主権戦略の工程表(案)【原口プラン】

参考資料2 検討の視点(イメージ)

参考資料3 検討項目の例

参考資料4 今国会における地方自治法改正の検討事項

参考資料5 地方自治法について

参考資料6 地方自治制度の歴史

参考資料7 諸外国及び過去の日本の基礎自治体における執行機関と議決機関との関係

参考資料8 地方分権改革推進委員会第3次勧告(概要)

参考資料9 当面の会議の進め方(イメージ)

地方行財政検討会議の開催について

〔平成 22 年 1 月 1 日〕
総務大臣決定

- 1 地域主権の確立を目指した地方自治法の抜本的な見直しの案を取りまとめるため、総務省において地方行財政検討会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係者に出席を求めることができる。
議長：総務大臣
構成員：総務大臣が指名する総務副大臣及び総務大臣政務官並びに内閣総理大臣補佐官
総務大臣が指名する有識者
- 3 議長は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を委嘱することができる。
- 4 議長は、必要に応じ、構成員及び専門委員により構成される分科会を設けることができる。
- 5 会議の庶務は、関係部局の協力を得て、総務省自治行政局行政課において処理する。
- 6 その他会議の運営等に関し必要な事項は、議長が定める。

地方行財政検討会議 構成員名簿

原口 一博 総務大臣 【議長】

渡辺 周 総務副大臣

小川 淳也 総務大臣政務官

逢坂 誠二 内閣総理大臣補佐官

達増 拓也 岩手県知事

奥山 恵美子 仙台市長

松田 直久 津市長

横尾 俊彦 多久市長

寺島 光一郎 北海道乙部町長

金子 万寿夫 鹿児島県議会議長

五本 幸正 富山市議会議長

野村 弘 長野県上松町議会議長

石原 俊彦 関西学院大学教授

岩崎 美紀子 筑波大学教授

碓井 光明 明治大学教授

斎藤 誠 東京大学教授

西尾 勝 東京大学名誉教授

林 宜嗣 関西学院大学教授

検討の視点（イメージ）

- 地方自治法の規律密度が高く、地方自治体の組織及び運営について裁量の余地が乏しいという指摘があるが、地方自治体の自由度を拡大すべきではないか。一方、全国的に統一して定めることが要請される事項をどう考えるか。

- 地方自治法は、厳格な二元代表制を採用しているが、長と議会が対立的な関係になって、住民の意見が適切に反映されず、また、効率的な事務の処理を阻害していることもあるのではないか。地方自治体の基本構造のあり方をどう考えるか。

- 勤労者等、幅広い住民が、議会をはじめ地方自治体の行政運営に参加するような方策を考える必要があるのではないか。

- 地域主権型社会において国と地方自治体の関係をどう考えるか。国・地方それぞれの判断と責任が尊重されるためには、どのような仕組みが必要か。

- 「平成の大合併」進展後、市町村の姿は変貌を遂げたが、現行の基礎自治体のあり方（市と町村、市の中の区分（指定都市・中核市・特例市））はこれにふさわしいものとなっているか。

- 不適正経理事件等を踏まえ、地方公共団体の監査制度等の抜本的な見直しが必要ではないか。また、財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大が必要ではないか。

検討項目の例

1. 自治体の基本構造のあり方

- 二元代表制を前提とした自治体の基本構造の多様化
- 基礎自治体の区分の見直し
- 大都市制度のあり方
- 都道府県間・基礎自治体間の広域連携のあり方
- 国・地方関係のあり方 等

2. 住民参加のあり方

- 議会のあり方
- 一般的な住民投票制度のあり方
- 長の多選制限その他の選挙制度の見直し
- 規模の拡大に伴う自治体経営への住民参画の手法 等

3. 財務会計制度・財政運営の見直し

- 不適正経理事件等を踏まえた監査制度等の抜本的見直し
- 財務会計制度の見直し 等

4. 自治体の自由度の拡大（規制緩和）

- 執行機関（行政委員会など）
- 議会の組織・権能
- 財務規定 等

当面の会議の進め方（イメージ）

平成22年

- 1月 立ち上げ
第1回会合（運営方法の決定・自由討議 等）
- 2月 第2回会合（自由討議・検討の方向性・進め方 等）
- 4月 第3回会合（各論討議①）
- 5月 第4回会合（論点整理）
- 7月 第5回会合（各論討議②）
- 9月 第6回会合（各論討議③）
- 11月 第7回会合（論点取りまとめ①）

平成23年

〔 3月 地方自治法改正案提出 〕

平成23年以降、適宜開催

※ 必要に応じて、分科会を開催する。